

議案第238号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保育所の項中「梅香3丁目」を「梅香2丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

四貫島保育所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表第1（第1条関係）

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	大阪市立四貫島保育所	大阪市此花区梅香 <u>3丁目</u> <u>2丁目</u>
	省	略
省		略